

笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度のご案内

制度の概要

新エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化の防止と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

申請について

■補助内容

1キロワットあたり40,000円にシステムの最大出力の合計値を乗じて得た額。

限度額は200,000円となります。

■補助対象太陽光発電システム

太陽電池モジュールの最大出力値が10キロワット未満で未使用の住宅用太陽光発電システム

■申請できる方(次のいずれにも該当する方)

- (1)市内に住所を有する方または市内に住所を定めようとする方のうち、補助金交付時までに笠間市内に住所を定めることができる方
- (2)自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む)に補助対象設備を設置する方および自ら居住するために市内に補助対象設備付き住宅を購入する方

(3)補助申請に係るすべての手続きを平成27年3月20日までに完了することができる方

(4)市町村税を滞納していない方

■申請受付窓口

環境保全課(本所)

※申請書類等は窓口にあります。また、笠間市公式ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ:<http://www.city.kasama.lg.jp/>

■注意点

(1)補助金交付申請は先着順に受け付けています。(8月末日現在残り約100件)

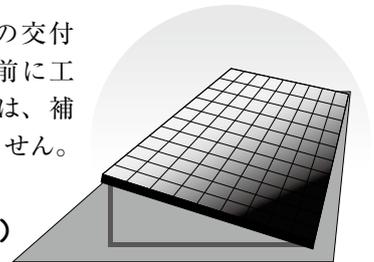
【予算(200件)に達し次第受け付けは終了となります】

(2)提出書類に不備がある場合は、受け付けできません。

(3)申請後、市からの交付決定通知が届く前に工事を開始した方は、補助金が交付されません。

【問合せ】

環境保全課(内線125)



木造住宅の耐震診断を支援します!

笠間市では、「震災に強いまちづくり」を推進するため「木造住宅耐震診断事業」を実施しています。

この事業は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的とし実施します。

診断概要

- ①茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。
- ②建築物の耐震性を目視および建築時の図面により診断します。
※この診断は、あくまで耐震補強の必要性の有無について判定することを目的としています。

対象住宅

- ①笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が居宅であるものに限る)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
建築時において建築基準法に該当しなかった場合は除く。(注)建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること。
- ③在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
(注)丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。

※東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外です。

対象者 対象住宅の所有者で、税金の滞納をしていない方

診断費用 個人負担 2,000円

募集期間 9月16日(火)～10月31日(金)
(土日・祝日を除く)

募集戸数 20戸(定数を超えた場合には抽選)

受付場所 都市計画課(本所) 午前8時30分～午後5時15分

申込方法 ご希望の方は都市計画課へご連絡ください。
※申込書は、都市計画課・各支所地域課・公民館・図書館等に置いてあります。また、笠間市ホームページからもダウンロードできます。トップページアドレス <http://www.city.kasama.lg.jp>

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。市から訪問や電話により、耐震診断を勧めることはありません。不明な点については、お問い合わせください。

【問合せ・申込み】都市計画課(内線588)